



十日町市日本遺産活用事業費補助金

市内の文化観光推進事業者に対して、十日町市の日本遺産ストーリー「究極の雪国とおかまち ー真説！豪雪地ものがたりー」を活用した新商品開発等に必要な経費の一部を補助します。

補助対象者	市内に本社、主たる事業所等を有する文化観光推進事業者等		
補助内容	事業種目	補助率	補助上限額
	新商品開発・販売枠	1/2	30万円
	販売促進枠	※スノウリッチ*スポットは2/3	10万円
	キャンペーン等実施枠	2/3 ※スノウリッチ*スポットのみ対象	5万円/回 ※同一年度内における 補助上限10万円
	展示・解説整備枠	1/2 ※スノウリッチ*スポットは4/5	30万円
・事業の成果物には、原則、十日町市の日本遺産認定ストーリーを象徴するロゴマークを使用してください。			
補助金の申請方法	下記の書類を十日町市文化観光課へ提出してください。 ・補助金交付申請書(様式第1号) ・事業実施計画書(別紙1-①、1-②、1-③のいずれか) ・補助対象事業の経費を疎明する見積書(写し) ・最新の納税証明書(様式50-2) ※キャンペーン企画等実施枠の場合は参加事業者全員の納税証明書が必要 ・スノウリッチ*スマートガイド認定証 ※令和7年度実施の養成講座参加者の場合は申込み状況が分かるもの		
留意事項	・交付申請額が予算に達した場合、新規申請受付を終了する場合があります。 ・新商品開発は商品の完成と販売開始(予定含む)が条件になります。 ・他の公的な補助金の交付を受けている場合は、それぞれの補助金の対象経費が区別できていることを条件に、その金額を除いた額を当該補助金の対象とすることができます。ただし、他の補助金では、複数の補助金の併用を認めていない場合がありますのでご注意ください。 ・補助対象経費に消費税を含むことはできません。		

スノウリッチ*スポットとは

十日町市の日本遺産ストーリーを通じて、当市の雪国文化を伝える、十日町市文化観光推進協議会が養成・認定する「スノウリッチ*スマートガイド」が活動する施設。

令和7年度に実施予定のスノウリッチ*スマートガイド養成講座に申し込むことで、補助金の補助率を上乗せして申請することが可能です。

※実績報告時に認定を受けていることが補助率の上乗せの条件になります。

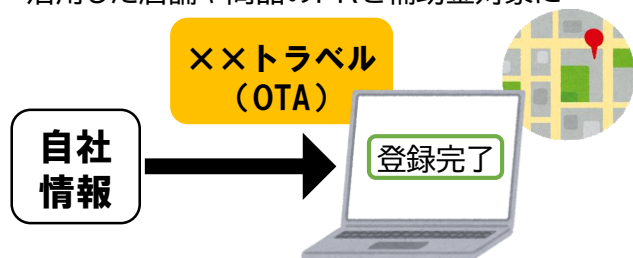


補助金要領・申請様式は市ホームページからダウンロードできます

昨年度からの変更点

①オンライン旅行代理店やマップ検索表示を活用した店舗や商品のPRを補助金対象に

②事業者が文化観光の解説看板を作ったり展示スペースを改修したりする事業を補助金対象に



補助対象事業の例

補助対象となる取組みの一例です。申請の際は事前にご相談ください。

1. 日本遺産ストーリーやサブストーリーにまつわる体験や物産の開発・販売

項目	詳細	補助率・上限
開発	企画、指導、デザイン、調査、試作に係る費用	【補助率】 1/2 ※スノウリッチ* スポットは2/3
	商品を提供するために必要な備品購入及び環境整備に係る費用	
	商品の製造に必要な備品購入及び設備の整備に係る費用	
	ストーリーを伝える仕組みの整備に係る費用	
	訪日外国人観光客の受入体制整備に係る費用	
販売	OTAを活用するための登録・導入に係る費用	【補助上限】 30万円
	OTAを活用した販売に係る費用(販売手数料の30%、上限3万円) ※販売手数料は本事業で新規に登録した商品のみ対象	
	WEBページ等販売システムの整備に係る費用	
	商談会への出展、バイヤー招聘等の販路開拓に係る費用	

2. 日本遺産ストーリーやサブストーリーを用いた体験や物産の販売促進

項目	詳細	補助率・上限
制作・整備	企画、デザイン、原稿執筆、撮影、翻訳、印刷等に係る費用	【補助率】 1/2 ※スノウリッチ* スポットは2/3
	のぼりのポール等販促物を活用するうえで必要な消耗品費	
	ランディングページ等のWEBページの制作に係る費用	
	デジタルガイドブック等の制作に伴うシステム改修に係る費用	
広告 宣伝	OTA広告に係る費用	【補助上限】 10万円
	インフルエンサー及びメディア等を活用した情報通信に係る費用	

3. 日本遺産ストーリーやサブストーリーに理解が深まるイベント又はキャンペーンの実施

項目	詳細	補助率・上限
主催・共催	会場設営・運営に係る費用	【補助率】 2/3 ※スノウリッチ* スポットのみ対象
	広報宣伝に係る費用	
	会場整理、交通誘導に係る費用	
出展・出店	出展料(出店料)	【補助上限】 5万円/回 10万円/年
	ブースの設営に係る費用	
	旅費	
	資材・備品の送料	

4. 日本遺産ストーリーやサブストーリーにまつわる展示・解説の充実

項目	詳細	補助率・上限
作成・整備	企画、デザイン、原稿執筆、撮影、印刷等に係る費用	【補助率】 1/2 ※スノウリッチ* スポットは4/5
	展示改修に係る費用	
	システム構築、設備導入に係る費用	
	日本遺産構成文化財を公開するための整備に係る費用	
	多言語対応に係る費用	【補助上限】 30万円

問合せ
提出先

十日町市 文化観光課 文化観光推進係(担当:大嶋)
〒948-0079 新潟県十日町市旭町251番地17(十日町市総合観光案内所内)
☎025-755-5133(直通)